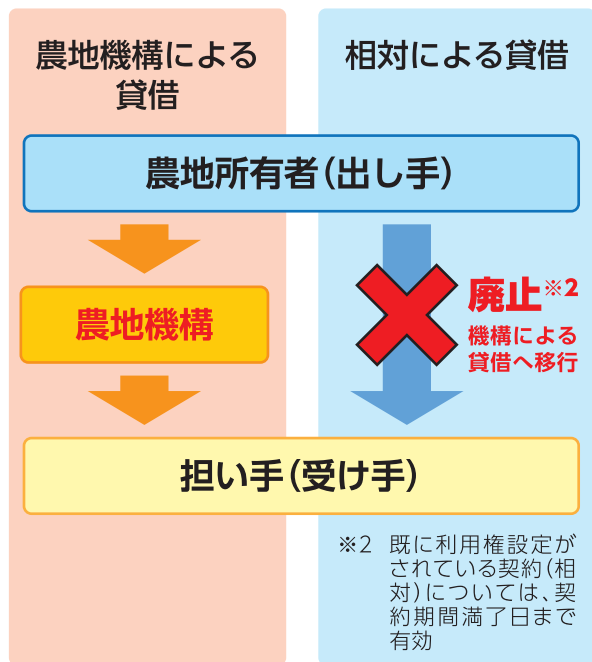


農地の貸借方法が変わります

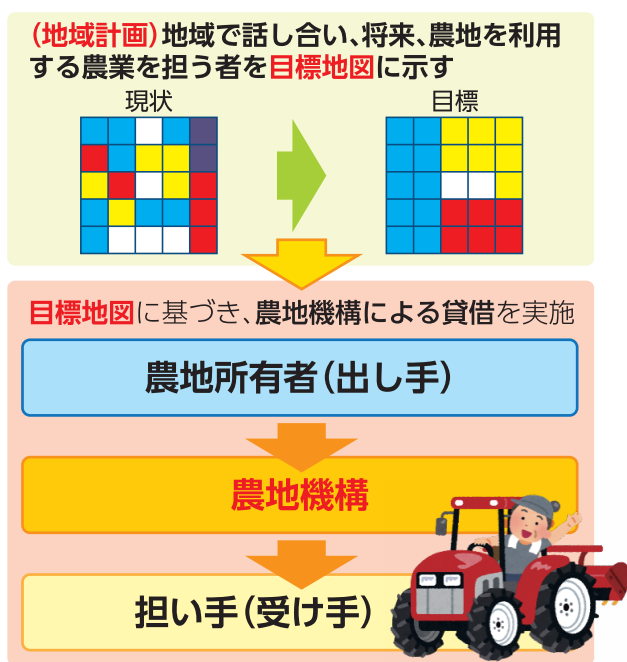
令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止され、「**農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）**」になります。

※1 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

これまでの農地貸借



地域計画に基づく農地貸借※1



○利用権設定事業（相対）の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「**地域計画（目標地図）**」に基づく、農地機構による貸借に移行します。

○利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。（掲載がない場合でも、地域計画(目標地図)を変更すれば貸借を行えます。）

こんなときは…地域計画で協議しよう！

農地を貸したい人



- ・地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に相談
- ・地域の皆さんで相談
- ・農地機構に情報提供

地域の農地の最適利用へ

農地を借りたい人

農地を借りて経営規模を拡大したい！



農業を始めたいので、農地を貸してもらえないかな。

【お問い合わせ先】

- ・地域計画や目標地図関係の問い合わせ → お住いの各市町農業主務課、農業委員会
- ・貸借手続きに関する問い合わせ → (公財) 香川県農地機構 TEL：087-816-3955
- ・香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室農地マネジメントグループ TEL：087-832-3408